

令和5年12月議会

議案説明資料

議案第238号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案 … 1頁

消 防 局

議案第 238 号

福岡市消防事務における規制に関する手数料条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の一部改正に伴い、液化石油ガスの貯蔵施設等の設置の許可に係る完成検査に関する手数料について、減額の対象となる施設等を追加する必要があるため。

2 改正内容

貯蔵施設等を設置する際の手数料の額について、減額の対象となるものに認定高度保安実施者が自ら完成検査を実施したものを追加するもの(別表第5関係)。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

液化石油ガス施設設置時の完成検査手数料の減額対象施設

既存の高圧ガス施設を液化石油ガス施設に転用する場合

| 旧 | 新 |
|---|---|
| ○高圧ガス保安法に基づく完成検査が行われ、技術上の基準に適合していると認められたもの。 | 同左 <u>○認定高度保安実施者が自ら完成検査を行い、技術上の基準に適合していることを確認したもの。</u> |

※認定高度保安実施者とは

先進的な技術を活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できると国が認めた「認定高度保安実施者」については、自らが施設の完成検査などを実施することができるとしたもの。

【参考】高圧ガス保安法

第 39 条の 22

認定高度保安実施者は、特定変更工事を完成したときは、第 20 条第 3 項の規定にかかわらず、製造のための施設につき、同項の都道府県知事が行う完成検査を受けることを要しない。この場合においては、当該施設について、経済産業省令で定めるところにより、自ら完成検査を行い、第 8 条第 1 号の技術上の基準に適合していることを確認した後でなければ、これを使用してはならない。

